



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT CONSULTING GROUP

2012 年 6 月 4 日

「LT会」会報第 12-12 号(総 111 号)

上海 LT コンサルティンググループ

内部通報制度導入の重要性

孔子の論語の中に曾氏の言葉として「吾日三省吾身」(吾日に三度吾が身を省みる)がある。間違ったことをやっていないか、人として正しい道を歩んでいるか、自分自身のことを常に省みることが必要、ということだ。会社にとっては、コンプライアンス違反、贈収賄、不祥事の有無を常に省みることが必要、ということだろうか。しかし省みることも大切だが会社内部統制制度を整え社内不正を防ぐ手立てを講じることがさらに重要ではないだろうか。

中国では、財政部など五つの政府機関の連名で「企業内部統制基本規範」(2009年7月1日より実施)を公布された。同規範には「企業は、通報・苦情申立制度及び通報者保護制度を確立し、通報専用ラインを設け、通報・苦情申立の処理にかかわる手続き、手続き期限及び手続き終了までの要求を明確にし、通報・苦情申立制度が企業の有効な情報を掌握する重要なルートとなるよう確保しなければならない。」と定めており、企業に内部通報制度の導入を要求している。

2008年中国の「労働契約法」が施行されたにもかかわらず、下記のような信じがたい事例が起きており、内部通報制度がないために事態が深刻化した、と考えられる点にも注目したい。

事例:2010 年 5 月、天津にある日系企業 A 社(従業員数約 800 人)に勤める中国人従業員は労働契約の試用期間が六ヶ月を超えても、会社が正社員に転換してくれないことに不満を持ち、天津地方政府のネット苦情申立窓口直訴した。その後、同社社内にその他諸問題があったため、2010 年 6 月に同社ではストライキが起こった。従業員から地方政府へ直訴されていたため地方政府の心証が更に悪くなった。

A社は「コンプライアンス遵守」を強調している日本の大手企業だが中国現地法人のずさんな内部管理によりこのような結果を招いてしまった。

もし、従業員が社内で相談できる体制が整っており、また会社責任者も外部の専門家に相談できていれば問題はより早く解決できたと思われる。

中国は不正が多い国の一つであるが、不正行為があるかどうかは現場の中国人従業員が一番よく分かり、内部通報制度利用により、不正の未然防止、会社の被害抑制、従業員のモチベーション向上に繋がる。

また、最近では中国人のみならず、日本人派遣社員、現地採用の日本人社員も賄賂を貰ったり、不正行為を行ったりするケースも増えており、このような行為を抑止するため、内部通報制度の導入が望まれる。

また、内部通報制度を機能させるためには「(一)外部窓口を設けること。(中立的な弁護士事務所或いはコンサルタント会社が適している。)(二)通報者の完全な保護。(三)調査結果概要の社内開示。」の三つが大切であり、これらを完備できれば、かなりの成果があがるだろう。

弊社では会員企業様のニーズに応じて、相談しやすい第三者による内部通報の外部窓口を設置しておりますので是非お気軽にお問い合わせください。

以上